

2015年5月20日

三和ペイント株式会社
代表取締役 木原 史貴 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町
一丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

ご連絡（「お問い合わせ」活動終了通知）

当団体は、消費者からの情報提供を契機として、貴社の工事契約書等（以下、「工事契約書等」）を調査し、消費者契約法等に照らして、適法性に疑問を感じる記載があったことから、2013年8月29日付で「お問い合わせ」を行いました。

その後、当団体は、貴社との間で、工事契約書等に関し、書面による意見交換及び面談協議を行い、最終的には、貴社から、2015年3月21日付で、改訂された工事契約書を受領しました。

貴社は、当団体の「お問い合わせ」活動における指摘に対して理解を示されるとともに、工事契約書等を改訂するなど、当団体の指摘する点について改善を行ったこと、当団体の「お問い合わせ」活動に対して真摯に対応されたことに鑑み、当団体は消費者契約法に基づく差止請求を現時点では見合わせることにし、2015年5月をもって、貴社に対する「お問い合わせ」活動を一旦終了することにしましたので、以下のとおりご報告します。

従いまして、「お問い合わせ」送付時にお知らせしたとおり、双方のやり取りに関する文書をすべて公表するのが妥当と考えますが、貴社からの「ご回答」を踏まえ、【別紙】のとおり、当団体作成の書面と「事実経過」のみを報告する形で当団体のホームページに掲載したいと考えております。

つきましては、【別紙】の内容に事実誤認等がないかについて、2015年6月19日までにご連絡をいただきますようお願いいたします。当団体にてご指摘内容を確認し、【別紙】について必要であれば修正をした上で、ホームページに掲載させていただきます。

【別紙】

外壁塗装事業者「三和ペイント株式会社」の工事請負契約書における条項に関する問題等の検討及び意見交換の結果の公表

特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下、「当団体」といいます）は、2013年8月29日、外壁塗装事業者である三和ペイント株式会社（以下、「同社」といいます）に対し、工事契約や工事実施及び記録など、工事請負契約上の重要な書類等の状況とそれらについて発注者である消費者に対する説明等に関しての質問事項を含んだ「お問い合わせ」をしました。

その後、当団体は、同社との間で、契約条項を中心に、書面による意見交換及び面談協議を行い、同社からは、2015年4月契約分から契約書を改定する旨連絡があり、新しい契約書を受領しました。

同社は、当団体のお問い合わせ活動における指摘に対して一定の理解を示されるとともに、前述のとおり2015年4月1日をもって契約書を改正するなど、当団体の「お問い合わせ」活動に対して真摯に対応されたことに鑑み、当団体は、同社の契約書に対する消費者契約法、特定商取引法に基づく差止請求を現時点では見合わせることにし、2015年5月をもって、同社に対する「お問い合わせ」活動をさしあたり一旦終了することにしましたので、以下のとおりご報告します。

なお、同社に対しては、今後とも消費者にとって分かりやすい契約締結に努められるよう期待するとともに、今後、新たに、同社の契約書の条項などに関する問題等に関する情報があれば、別途対応させていただく場合があることを念のため付言いたしました。

以下に概要を記載します。

1. 双方立ち会い確認の上、工事完了証に署名押印をもって工事の完了とする条項が追加されました。
2. 発注者の契約解除の「工期限内に完成することができないことが明らかになったとき」とする条項に関し、「一ヵ月以内に完成することが可能な場合を除く」との但し書きが削除されました。
3. 管轄の裁判所に関して、「工事物件所在地の裁判所」が追加されました。
4. クーリング・オフ条項について、「特定商取引に関する法律の適用を受ける場合」との限定が削除されました。

<経過>

(1) 2013年8月29日

当団体は同社に対し、工事契約や工事実施及び記録など、工事請負契約上の重要な書類等の状況とそれらについて発注者である消費者に対する説明等に関して質問を伴う「お問い合わせ」を行いました。

・「お問い合わせ」(別紙 PDF)

(2) 2013年9月1日

当団体からの2013年8月29日付「お問い合わせ」に対して、2013年9月1日付「お問い合わせ事項に関する回答について」の送付があり、当団体の質問事項に対する回答及び同社が使用している「工事契約書」、「見積書」、「契約に関する重要事項説明書」、「施行事前打合わせ書」、「工事(仕様・工程・完工チェック)進捗管理シート」、「塗膜保証約款&塗装工事に関するご案内」の開示がありました。

また、同社から、当団体に対し、当団体の「お問い合わせ」にかかる事項について面談協議の機会を持ちたいとの申出がありました。

そこで、当団体の検討グループメンバーは、同社と2013年9月18日、当団体の事務所において、当団体「お問い合わせ」にかかる事項について、面談協議を行うこととなりました。

(3) 2013年9月18日

当団体は、同社と面談協議・意見交換を行いました。同社から、新しい契約書等を当団体に提供する旨、表明がありました。

(4) 2014年7月14日

同社から、新しい「契約書」「見積書」「保証書」の開示がありました。

(5) 2014年10月27日

同社の開示した資料を検討し、改訂前より改善された点もあるものの、依然として、消費者利益の保護の観点から見て、いくつかの問題点や疑問点が散見されるとして、「再お問い合わせ」を送付しました。

・「再お問い合わせ」(別紙 PDF)

(6) 2014年11月28日

2014年10月27日に送付した「再お問い合わせ」に対して、「お問い合わせに対するご回答」を同社から受領しました。当団体で検討した結果、今一度問題点を面談で協議すべき、という結論に達しました。

(7) 2015年1月28日

同社に対し、面談協議を求める「ご連絡」を送付しました。

(8) 2015年3月13日

同社と面談協議を行いました。同社から契約書を再度改訂する旨表明がありました。

(9) 2015年3月21日

同社から新しい契約書の開示がありました。

(10) 2015年5月20日

当団体は、同社に対して、「ご連絡(「お問い合わせ」活動終了通知)」を送付しました。

・「ご連絡(「お問い合わせ」活動終了通知)」(別紙 PDF)

(11) 2015年〇月〇日

当団体と同社は、本公表文書を双方で確認しました。